

## アメリカにおける「不適切」なブランド名の考察

竹中裕貴

### 0. はじめに

2017年6月, アメリカ合衆国最高裁判所は, 今後のブランド名の作成と登録の動向に大きな影響を持つ判決を下している。それは, 1946年発効の *The Lanham Act* を表現の自由 (First Amendment) を侵害するものであると判断したものであった。つまり, 特定の個人や団体を貶めるような「不適切」なものであると考えられる様々な商標の申請があった場合, *United States Patent and Trademark Office* [アメリカ特許省局 (以下, USPTO)] がそれらの登録を却下するため長らくその法的論拠としてきた法律が違法であるとされたのである。これは, *The Slants* というアジア系アメリカ人のバンドのグループ名を巡る裁判の判決であり, 具体的には, 次の部分が問題視された[15 U.S.C § 1052(a)] 結果であった:

(1) No trademark by which the goods of the applicant may be distinguished from the goods of others shall be refused registration on the principal register on account of its nature unless it—

(a) Consists of or comprises immoral, deceptive, or scandalous matter; or matter which may disparage or falsely suggest a connection with persons, living or dead, institutions, beliefs, or national symbols, or bring them into contempt, or disrepute; or a geographical indication which, when used on or in connection with wines or spirits, identifies a place other than the origin of the goods and is first used on or in connection with wines or spirits by the applicant on or after one year after the date on which the WTO Agreement (as defined in section 3501(9) of title 19) enters into force with respect to the United States.

(<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/1052>)

(1)において, どのような商標が登録に際して「不適切」であるかが規定されている。しかしながら, その「不適切」な商標を構成する語やシンボルが “immoral, deceptive or scandalous matter” であるのかの判断基準が, 個々人の価値観や立場によって一貫しないとされたことが, *The Lanham Act* が問題ありとされた原因であった。

本稿では, この判決が今後長期的にアメリカの商標の登録に与えるであろう影響を考慮し, まず上記判決を巡る背景と問題点を簡潔に整理する。その後, 特にサービスや商品の名称となるブランド名に関して, これまでどのような「不適切」なものが存在し, また今後は登録されうる可能性があるのかをまとめていきたい。ただし, 表現の自由を巡る法的な諸問題の議論には加わら

ず、商標として申請され、今後は認められる可能性のあるブランド名の言語文化的な特徴の収集と分析をその主な目的とする。もちろん、USPTO によって登録の認可がされず、一定の法的保護が受けられなくても、ブランド名としては使用できるし、実際使用されている。しかしながら、法的に「不適切」とされるようなブランド名はこれまであまり集中して取り上げられていなかったことを踏まえ、そのようなブランド名に光を当てていきたい。

具体的にどのような英語表現が原因で特定のブランド名が不適切とされてきたかを知るのは、単に商標を巡る問題に関する知識のみでなく、性や人種、そして差別などの諸要素に関わるアメリカ英語文化全体の議論でもある。本稿で示すように、「不適切」とされるブランド名の多くにはスラング (slang)<sup>1)</sup> が用いられており、この点においてもアメリカ英語文化を知る上で非常に貴重な資料となりえることも明らかにしたい。

未だ上記裁判の判決には様々な議論もあり、同種の裁判も進行中であるため、場合によっては The Slants 以前の判断基準に戻っていく可能性もあるが、同時に今後これまでに見られなかったような語や形態素を用いた語形成が商品名の命名で起こる可能性もあるため、新たな商品名研究の側面として注目しておく必要があることも議論しておきたい。

## 1. The Slants の裁判とブランド名の問題

ブランド名が法的に「不適切」かどうか、言い換えれば、商標登録されるべきかどうかの議論でこれまで代表的なものの1つは、Washington Redskins というアメリカンフットボールのチーム名である。(2) で示されているように、長らく法廷闘争を繰り広げてきているが、未だこのチーム名の商標登録は認められていない。もちろん、ここでの問題点は、いわゆる r-word (cf. 山田 2014, pp.16-17) の一つとして忌避されることもある redskin<sup>2)</sup> であり、インディアンを指す蔑称の使用の是非である。また、関連する議論も多く見られ (cf. Nuessel 1994; Nick 2018), (3) のように “redskins” という語を用いた商標 (“Redskins Hog Rings”) の登録が却下されている。

- (2) The Washington Redskins trademark dispute was a legal effort by Native Americans who read the dictionary define the term "redskin" to be an offensive and disparaging racial slur to prevent the owners of the Washington Redskins football team from being able to maintain federal trademark protection for this name.

([https://en.wikipedia.org/wiki/Washington\\_Redskins\\_trademark\\_dispute](https://en.wikipedia.org/wiki/Washington_Redskins_trademark_dispute))

- (3) There will be no trademark for “Redskins Hog Rinds,” a bad omen for the Washington Redskins in the legal battle over their name.

The U.S. Patent and Trademark Office has rejected a request from a company to sell pork rinds using the word “Redskins” because it deemed the term to be “derogatory slang.”

In a letter dated Dec. 29, the agency wrote: “Registration is refused because the applied-for mark REDSKINS HOG RINDS consists of or includes matter which may disparage or bring into contempt or disrepute persons, institutions, beliefs, or national symbols.”

(<https://www.cbsnews.com/news/redskins-is-derogatory-us-trademark-office-says/>)

このような中で登場したのが、**The Slants** というアジア系アメリカ人で構成されるバンドグループであったが、このバンド名に使用されている **slant** という語が問題視された。具体的にこれがどういった表現であるかといえば、*OALD9* や *CALD3* などの学習者用の辞書においては **slant** の名詞用法としては記述がみられないが、**slant-eyed**<sup>3)</sup> という表現形では、その記述を確認することができる。**slant** を名詞用法として定義しているものについては以下の (4) のような特殊事典を含む定義が参考となり、いずれからも共通して分かるのは、これがアジア系の人間の目の形と関連した蔑称であるということである。

(4) a. *U.S. slang.* A slant-eyed person, spec. used as a term of contempt for one of Oriental stock. Cf. *slant-eye(s)* s.v. *slant* a. 3. —*OED2*

b. (*also slants, slanty*) a derog. term for an East Asian person [the shape of East Asian people’s eyes].  
—Green (2010), s.v. **slant**

c. **slant** 《軽蔑的ニックネーム》東洋人。[米俗。1900年代から現在] ▷東洋人の目の形から。【ア SRANT.  
**slant-eye (or slant-eyes)** 《軽蔑的ニックネーム》東洋人。[米暗黒街・俗。1900年代初めから現在]

—スピアーズ・山田 (1989), s.v. **slant**

d. **slant** /slá:nt; slá:nt/ *vi* 斜めになる, 傾斜する, 坂になる; もたれる (<on, against>); 傾向がある (<toward>); はすかいに行く, それて行く; 曲がる.  
▶ *vt* 斜めにする, 傾斜させる, もたれ掛からせる; ...にある傾向を与える, 歪曲する: ~ a line 線を斜めに引く / ~ the news *against* [toward, in favor of] sb 人に不利[有利]になるようにニュースにある主観を加える. ▶ *n* **1 a** 傾斜, 坂, 斜面; 【印】斜線 (diagonal) ( / ): on the [a] ~ 傾斜して, 斜めに. **b** «口» 横目(の一瞥); 【アメフト】ボールを持った選手がスクリメージラインへ斜めに走るプレー: take a ~ at sb 人を(横目で)ちらっと見る. **c**\*«俗» [derog] アジア[東洋]人, つり目; «古・方» 酔える程度の酒量. **2** 傾向, 偏向; 観点, 見地 (<on>); «方» あてこすり: a humorous ~ ユーモアにおもむく心. ▶ *a* 斜めの, 傾斜した.

—『リーダーズ英和』, s.v. **slant**

議論を商標登録へ戻すと、この差別用語を用いた **The Slants** が、自身のグループ名を登録しようとしたわけであったが、USPTO がバンド名を (1) で示した基準によって「不適切」として商標登録を認めることはなかった。結果裁判となり、冒頭で述べたとおり **slant** とい

う語の使用が認められる判決へとつながっていく。差別的な語である *slant* を、ポジティブな、アジア系のアイデンティティとして使用できるものにしたという *The Slants* の主張や、先述のアメリカンフットボールのチーム名との関連を含め、さらなる裁判の詳細な流れについては、本稿の議論の中心ではないためこれ以上議論しないこととする<sup>4)</sup>。

このような背景から、これまで商標登録において、例えば *redskin* や *slant* のような差別的な表現の使用を抑制してきた枷が外れたと言われているのであるが、以下、これまでにどのようなブランド名が商標登録の申請を却下され、議論を巻き起こしてきたのかを具体的に確認していく。2018年に絞っても45万件以上の商標登録の申請<sup>5)</sup>があり、その全てを確認することは出来ないが、先行研究やアメリカの新聞記事、またその他の関連あるメディアで行われてきた議論を手がかりにするとともに、USPTOのデータベースを調査することによって、複数の事例をまとめておくこととする。

## 2. “Disparaging” なブランド名

では、上記 *The Slants* や *Redskins* 以外に、どのようなものが不適切なブランド名として却下されてきたのであろうか。Nick (2018) は2016年から2017年に申請された商標登録のうち、USPTOの従来の判断基準では“disparaging”，すなわち「他者を貶める印象を与える」ために登録が拒否されるであろう商品名についていくつかの例を提示している。USPTO (<https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/search-trademark-database>) で確認すると、2019年2月28日現在でも、申請のプロセスの途中のものも含め正式に商標登録を認められたものはない。どのような語句が法的に「不適切」であるかの定義が曖昧であることは間違いないが、(5)の表の Trademark name を確認すれば、辞書の定義に“derogatory”や「蔑称」と注意書きが付くような語や表現を含むものが多く見受けられること分かる。

(5) Nick (2018, p.259) によるブランド名の調査

TABLE 1  
SAMPLING OF POTENTIALLY DISPARAGING NAMES UNDER APPLICATION  
WITH THE USPTO (2016–2017)

	Trademark name	Serial number	Filing date	Goods/service
1	<i>Nigger Please</i>	87,495,357	19 June 2017	shirts
2	<i>Sambo</i>	87,099,194	11 July 2016	multimedia software
3	<i>1st Class White Trash</i>	87,399,663	5 April 2017	t-shirts
4	<i>Yid-Lid</i>	87,420,347	21 April 2017	kippahs(yarmulkes)
5	<i>Sweet Pussy Candy</i>	87,427,225	27 April 2017	candy
6	<i>Yoga Whores</i>	87,114,913	25 July 2016	t-shirts, tops, & bottoms
7	<i>Dick’s Nut Sack</i>	87,051,296	26 May 2016	Baseball caps, hats, sweat shirts
8	<i>Functioning Retard</i>	86,887,981	27 January 2016	clothing, coffee mugs, bumper stickers
9	<i>Not all Whites are Racist</i> <i>All Police are Criminals</i> <i>All Muslims are Terrorist</i>	87,129,814	7 August 2016	(t-)shirts
10	<i>Hairy Hindu</i>	87,443,102	9 May 2017	non-electric razors



具体的に、どの部分が“disparaging”であると判断されうるか見ていくと、人種に関わるもの (nigger, sambo, yid) , 性的なもの (pussy, whores, dick, nut), r-word (retard), そして、その語句自体には特に侮蔑的な含みはないが、特定の語との組み合わせで差別的な表現となるもの (criminals, terrorist, hairy) などがあり、スラングを含む多様な、使用が憚られる表現が使用されていることが分かる。それぞれにアメリカ社会に長く存在する差別や偏見、タブーとの深い関わりを見て取れるものが多く、言語とそれをとりまく文化層を色濃く反映した、知っておくべき語が多いと言える。

上記のような未登録のブランド名の候補を分析すれば、よりアメリカ英語と社会のつながりを知る手がかりとなるだろう。上記のブランド名については詳細な議論はまた別の機会に行うこととし、本稿ではこの他に、さらなる具体例の提示と分析を優先させたい。

## 2.1. “Offensive” なブランド名

Panitch Schwarze Belisario & Nadel LLP はペンシルベニア州の「知的財産が専門の法律事務所<sup>6)</sup>であるが、商標登録に関わるブログを掲載しており、同事務所の弁護士の1人 Bridget H. Labutta は2019年1月17日、“Are You Offended?: Scandalous and Disparaging Trademarks”と題した記事を発表している。<sup>7)</sup> その中で、商標登録のプロセスと問題点が、The Slantsの法的論争を含めて議論されているのだが、USPTOによって登録が拒否された他者を侮辱するような“offensive”なブランド名の事例がいくつか取り上げられている。以下の(6)を見られたい：

### (6) Examples of trademarks that have been refused registration by the USPTO for being offensive include the following logos and words:

Trademark	Goods/Services
ASSHOLE	“...Playing cards...”
	“... leather and imitation leather goods, namely bags, suitcases...clothing...”
PORNO JESUS	“DVDs featuring music videos, adult-themed content, glamour photography, and adult entertainment...”
	“Beers; non-alcoholic beverages; lemonade, juices and fruit extract...”
KHORAN	“Alcoholic beverages, namely, wines”
THE SLANTS	“Entertainment in the nature of live performances by a musical band”
FUCT	“Athletic apparel...”

(<http://www.panitchlaw.com/knowledge-center/2019/01/are-you-offended-scandalous-and-disparaging-trademarks/>)

すでに議論した *The Slants* の他に、表の中程にある中指 (*middle finger*) の形をした商品 (これに関しては、USTOP のデータベースで直接確認はできなかった) についてはブランド名とその語形成の問題ではないが、中指を立てたジェスチャーを模した商品は議論するまでもなく不適切とされるだろう。また “*asshole*” のような明瞭なスラングや、アスタリスクは用いられているものの、明らかな *f-word* [*fuck*] と分かるブランド名も確認できる。さらには、*pornographic* の省略である *porno* と、神聖な神を表す *Jesus* を併せて使用したものもあり、当然議論となる。 *Jesus* と同じく宗教と関連した *KHORAN* は、イスラム教の聖典 *Koran* に *h* を挿入したのみである。語形も似ているが、語頭の無声閉鎖子音 [*k*] は厳密には呼気 [*h*] を伴って [*kh*] と発音されるため、*Koran* と *Khoran* はその発音がほとんど変わらないと考えられる。宗教に関わる敏感な問題でもあり、さらにそれを “*Alcoholic beverages, namely, wines*” と、酒のブランド名として使用していることも加わり、他者の信仰を貶め「不適切」という判断になったのだろう。

ただし、これまでの議論で注意されたいのは、例えば *pornography* の省略である *porn* という語が商標の一部に入っていたとしても、当然だがそのことのみで商標登録が却下されることはない。あくまで問題は、それが特定の間人や団体にとって侮辱的であるかどうかということに重きが置かれているようである (他方、その語自体に侮蔑的な含みを持つ *asshole* については、この語を含むブランド名の登録全てが却下されている)。実際、アダルトサイトなどの商標登録には *porn* が多く用いられているし<sup>8)</sup>、多義性の問題もある。USPTO には、*House of Food Porn* という名前のレストラン名も登録されているが、これは、*porn* が *gastro-porn* のように用いられて「食マニア本」(『リーダーズ英和』, s.v. *porn*) という意味で用いられることにかけてのものと考えられる。どういった意味で使用されているかも考慮されているということであろう。

最後に、*FUCT* という USPTO と依然として係争中のブランド名があるが、これは *Bridget H. Labutta* の以下の記述によれば [以下、引用文中の下線部はすべて筆者によるものである]、*Erik Brunetti* という芸術家の申請であり、登録却下の理由は “*a novel spelling of a disparaging restricted vulgar term*” であるからだという。これはどういうことであろうか。

- (7) ... a subsequent review of the application resulted in a refusal to register on the grounds “the term *FUCT* is a novel spelling of a disparaging restricted vulgar term” that is “immoral or scandalous” under 15 U.S.C. § 1052(a). The applicant, now identified as *Erik Brunetti*, appealed to the TTAB, which affirmed the refusal.

(<http://www.panitchlaw.com/knowledge-center/2019/01/are-you-offended-scandalous-and-disparaging-trademarks/>)

アメリカにおいて正式な商標登録はないものの、日本でもすでに服や帽子が販売<sup>9)</sup>されているこの FUCT というブランド名が上記 (7) のように判断される理由は、英語を母国語としないものにはすぐには連想が難しい部分もあるが、これも f-word の一種であるとの判断であろう。すなわち、先程見た KHORAN に似た言語的操作であり、fucked /fʌkt/ の音韻的な特性が維持できる形で新たな綴り (“a novel spelling”) を与えたのが FUCT であり、fucked の異形態として使用されていると判断された結果、“a disparaging restricted vulgar term” として却下されたと考えられる。

ちなみに、USPTO のデータベースで確認すると、FUCT という語を用いてこの他にも (8) のような登録申請がなされているが、そのどれもが係争中か、またはすでに却下されており、登録されたものはない。f-word がスラングとしていかに “offensive” であるかということであろう：

(8) FUCT という語を含む商標一覧

E-FUCT
F.U.C.T. FRIENDS U CAN'T TRUST
FRIENDS U CAN'T TRUST F.U.C.T.
FUCT
FUCT INDUSTRIES
FUCT THE POPULATION
FUCT UP
STR8FUCT

3. 商標登録の可否が揺れるブランド名

上記 porn で確認したように、スラングとして認識されるような語であってもブランド名には積極的に用いられるし、多義性を持つ語の場合、使用者の意図するところが明確であれば USPTO によって問題無く登録が許可されることもある。しかしながら、その線引きは非常に曖昧であることが指摘されている。以下、*The Verge* に掲載された “A SUPREME COURT RULING HAS OPENED THE FLOODGATES TO A STREAM OF GROSS TRADEMARKS” と題された記事の議論から、さらにいくつか商標を取り上げ、このことについて確認しておきたい：

(8) To be clear, this particular provision — section 2(a) of the Lanham Act — wasn't a very sensible or consistently enforced restriction on trademark registration. It was incredibly awkward for a bureaucrat to tell Simon Tam that he was disparaging Asian-Americans, but the refusals on the basis of scandalousness were maybe even more nonsensical. For every application for “Cocksucker”

(lollipops shaped like roosters) that the office had rejected, there was a “Cumbrella” (condoms) application that got approved.

The system wasn’t predictable. It wasn’t fair. It wasn’t consistent. But at least there was a rule that a government bureaucrat could rely on in order to avoid the indignity of having to register a trademark for something like “The Piss Tape is Real” in a federal database, for instance.

Now there isn’t. And a real application for the trademark “The Piss Tape is Real” is trickling through the system.

(<https://www.theverge.com/2017/7/25/16020666/us-trademark-law-disparaging-the-piss-tape-is-real>)

上記記事の引用で注目しておきたいのは、商標登録における基準の問題点、特にその一貫性の無さを議論した箇所である。この中で、下線部に見られるようなブランド名が取り上げられており、以下 (9) にまとめた (ブラケット [ ] の中は、念のためそれぞれがどのような商品であるかを USPTO で確認し引用したものである)。

- (9) a. **Cocksucker** [Candy.] または [Greeting cards containing candy in the form of a lollipop in the shape of the head of a chicken.]
- b. **Cumbrella** [Condoms.]
- c. **The Piss Tape is Real** [Hats; hooded sweat shirts; jackets; pants; shorts; socks; sweat shirts; t-shirts; tank tops; underwear; shirts; long-sleeve and short-sleeved shirts; footwear; dresses; pin-back buttons; non-jewelry wristbands; lapel pins; stickers or reasonably similar appliqués made and/or otherwise produced for the intent to be applied to any of the aforementioned items of apparel]

(9a, c) は商標登録が拒否されているが、(9b) は登録されている。また、(9a) については、同名の登録申請が確認できたため併記してある。

それぞれのブランド名に注目すると、まず (9a) はもともとスラングであり、その定義を確認すると以下のようなものである。軽蔑的・性的な含意があり商標としては問題視されたのだろう。



- (10) **cocksucker (or cock-sucker) 1.**  
 フェラチオをする男(ときに女). [広く用いられる俗語. 1800年代から現在]  
 ▷corksucker とか C--R と偽装形もある. [英] CORK-SACKING. **2.** おべっか遣い (TOADY, SYCHOPHANT). [米俗. 1800年代から現在] **3.** 《男が別の男に対して使う強い軽蔑語. 男をホモだと呼ぶときの同等表現》くさったやつ, ばかたれ. [米俗. 1900年代]  
 —スピアーズ・山田 (1989), s.v. **cocksucker**

次の Cumbrella については, この商標を形成する形態素はすぐに思い当たる。すなわち, cum (精液)+umbrella (傘) という2語から形成される混成語 (blend) となっており, cum は come の異形態 (cf. スピアーズ・山田 (1989), s.v. **come**) であり, その精液を雨のように見立て, それが降りかからないようにするという発想から, umbrella を使用したのだろう。また, Cumbrella がコンドームであることを, Urban Dictionary の定義の1つで (11) のように確認できるし, またホームページ (<https://www.cumbrellacondoms.com/>) も存在している:

- (11) A condom. An umbrella for your penis preventing the cum outside.

*Amy: Do you have the protection?*

*Ben: A cumbrella? Yeah I've already put it on.*

(<https://www.urbandictionary.com/define.php?term=Cumbrella>)

最後に, The Piss Tape is Real であるが, 様々な種類の衣類をはじめとした商品のブランド名のようなものである。(9a,b) とは異なり, 語句ではなく, 1つの文がそのまま商標となっている。これは一見, その意味するところが不明な商標であるが, 実は Donald Trump 現アメリカ合衆国大統領の当て擦りであり, ある種の政治的な主張でもある。

スキャンダルとして, あくまで噂の範疇であるが, 以下の *The Cut* の記事の説明が分かりやすく, この商品名の背景の理解に役立つだろう:

- (12) **First thing's first: What exactly is on this "pee tape"?**

The video in question reportedly shows Trump in the presidential suite at Moscow's posh Ritz-Carlton Hotel, watching two prostitutes pee on a bed the Obamas supposedly slept in. The incident allegedly took place in 2013, when Trump was visiting Moscow to attend the Miss Universe pageant. (<https://www.thecut.com/2018/04/donald-trump-pee-tape.html>)

また, *The Washington Post* の記事での議論 (13) や, *The Hill* による元連邦捜査局 (FBI) 長官 James Comey の発言を報じた記事 (14) のタイトルも参考にされたい:

(13) “The pee tape is also just an avatar for the idea that the Russians have kompromat on him, and people I think for very good reason suspect the Russians very well might have kompromat on him,” said Tim Miller, a Republican strategist and Trump opponent, using the Russian word for intelligence used for blackmail. “But the most memorable potential element of it is this pee tape, what people kind of fall back on to represent that Putin may have something on him.”  
([https://www.washingtonpost.com/politics/real-or-fake-news-either-way-lewd-tape-allegations-poses-a-challenge-for-trump/2018/04/13/098cdedc-3f2b-11e8-8d53-eba0ed2371cc\\_story.html?noredirect=on&utm\\_term=.806a33128a83](https://www.washingtonpost.com/politics/real-or-fake-news-either-way-lewd-tape-allegations-poses-a-challenge-for-trump/2018/04/13/098cdedc-3f2b-11e8-8d53-eba0ed2371cc_story.html?noredirect=on&utm_term=.806a33128a83))

(14) Comey: ‘It’s possible’ that so-called pee tape is real

(<https://thehill.com/homenews/administration/382976-comey-its-possible-that-so-called-pee-tape-is-real>)

上に引用した記事では、“pee tape” という、Trump 大統領と売春婦との醜聞を記録したビデオ [(video-)tape] の存在が取り沙汰されており、さらにそのビデオがロシアに握られているという「噂」があることが分かる。そして特に (14) の下線部と比較するとより分かりやすいが、ブランド名では pee がよりくだけたスラングである piss に置き換えられており、その記録が本当 (real) であるという主張を商標として利用しているのである。

いずれにせよ (8) に引用した The Verge の記事は、(9a, c) が認められ、(9b) のみ許可が下りたのが不可思議であるという主張であった。USPTO の判断としては、(9a, c) には明確に他者を貶める意図が読み取れるが、(9b) については、それぞれ卑俗な形態素が用いられてはいるものの、それが “disparaging” や “offensive” ではなかったため登録されたのではないかと推測できる。

同様の議論をもう一つだけ取り上げておきたい。この議論は、*New York Times* で行われたものである。以下の (15) を見られたい：

(15) The government has applied the law inconsistently when faced with trademarks based on ethnic slurs. It has, for instance, both registered and rejected trademarks for the terms “Heeb.” “Dago.” “Injun” and “Squaw.”

(<https://www.nytimes.com/2017/06/19/us/politics/supreme-court-trademarks-redskins.html>)

上記の議論では下線部の語が問題となっているが、改めてスラングの使用がブランド名の語形成において注目すべき要素であることが確認できる。(15) で議論されているスラングについては、その証拠にスピアーズ・山田 (1989) で全て確認できるため、その定義を引用し、以下の (16) にまとめておくこととする：

(16) スピアーズ・山田 (1989) による各スラングの定義

- a. **Heeb** 《軽蔑的ニックネーム》ユダヤ人の男(女). ▷Hebrew から.

—スピアーズ・山田 (1989), s.v. **Heeb**

- b. **dago** [déigou] 1. 《軽蔑的ニックネーム》南ヨーロッパ人男性, (通例)イタリア人 (Italian). [米. 1800年代から1900年代] ▷後にはメキシコ人とかプエルトリコ人も指すようになった. 2. イタリア語, イタリア語の教授(学生). 3. 質の悪い赤ワイン. [DAGO RED. [2, 3 は1800年代から] ▷全義共スペイン語男子名 Diego (James) から.

—*Ibid*, s.v. **Dago**

- c. **injun** [índʒən] (or **injin**) アメリカインディアン (American Indian). [米方言. 典型的カウボーイのジャーゴン. 1800年代から現在] ▷必ずしも軽蔑的ではない.

—*Ibid*, s.v. **injun**

- d. **squaw** [skwó:] 1. 女, 娘, 家内. 2. 売春婦, 不器量な売春婦. [両義共米俗. 1900年代半ば] —*Ibid*, s.v. **squaw**

(16) からはそれぞれが商標の形成には不適切であると判断される侮辱的な含意があるスラングであることが分かる。ところが、これらの語が用いられた商標がすべてが却下されることもなく、一貫性がないというのが (15) で指摘されているのである。2月28日時点で、USPTO には (16) でまとめた語を使用したブランド名 (の申請) が複数確認できる。いくつか商標登録が認められたものがある一方で、そのほとんどが却下されている。(16) に関わるブランド名のすべてを取り上げることはしないが、今回はこれまでの議論と関連があり、その登録が認められた商標を1つのみ確認しておく。以下も USPTO からの情報である。

(17) **Dago Swagg** [Athletic apparel, namely, shirts, pants, jackets, footwear, hats and caps, athletic uniforms; Bottoms; Pants; Shirts; Tops.]

“dago” という語が使用され、現在も有効な商標は2つ確認でき、そのうちの1つが (16) の **Dago Swagg** であった。スポーツ用の様々な衣類に商標として用いられている。ところで、このブランド名はすでに触れた **Washington Redskins** に関わる議論でも登場している。“Redskins”

という語の使用が正当であるという主張する Washington Redskins 側の弁護士は、Dago Swagg の登録が認められていることを、“Redskins” という語の使用の正当性を訴える主張に組み入れているのである。次の *The Sydney Morning Herald* の記事は、オーストラリアのニュースであり、Washington Redskins list ‘offensive’ products as part of trademark appeal と題した記事を掲載している。アメリカ系の新聞記事にも同様の記事はみられるが、より分かりやすいオーストラリアのニュースを引用しておく：

(18) “The PTO has registered hundreds if not thousands of marks that the Team believes are racist, or misogynistic, vulgar, or otherwise offensive,” the brief reads.

“By way of example only, the following marks are registered today: Take Yo Panties Off clothing; Dangerous Negro shirts; SlutsSeeker dating services; Dago Swagg clothing; Dumb Blonde beer; Twatty Girl cartoons; Baked By A Negro bakery goods; Big Titty Blend coffee; Retardipedia website; Midget-Man condoms and inflatable sex dolls; and Jizz underwear’. These are not isolated instances.”



(<https://www.smh.com.au/sport/washington-redskins-list-offensive-products-as-part-of-trademark-appeal-20151104-gkqae8.html>)

(19) にまとめたように（「ブランド名」＋「ブランドのサービス・商品を表す普通名詞」の形になっていることに注意されたい），Dago Swagg 以外にも，さらにスラングを用いた興味深いブランド名が登録を許可された事例として列挙されており，本稿の限られた調査のみからでも，改めてスラングを用いたブランド名がさらに大きな広がりを見せていることが垣間見える。

(19) 登録が認められたブランド名一覧<sup>10)</sup>

Take Yo Panties Off clothing
Dangerous Negro shirts
SlutsSeeker dating services
Dago Swagg clothing
Dumb Blonde beer
Twatty Girl cartoons
Baked By A Negro bakery goods
Big Titty Blend coffee
Retardipedia website
Midget-Man condoms and inflatable sex dolls
Jizz underwear

#### 4. 最後に

本稿では、他者を貶めるため「不適切」と判断され、その多くが商標登録を却下されるようなブランド名の収集と分析を行った。

まず、差別的とされる *slant* というスラングを使用した *The Slants* というアジア系アメリカ人のグループ名に端を発する裁判の結果を踏まえ、商標登録がアメリカ合衆国において表現の自由に関わる重大な議論を巻き起こす影響力をもっていることを確認した。同時に、特にブランド名においては、商標登録を巡るその議論の中心に、スラングのような卑属な語が存在することを指摘し、それらがブランド名を通じたアメリカ英語文化研究において無視できない重要な要素であることを明らかにした。そして以上のことを踏まえ、具体的なケーススタディとして、「不適切」とされ問題視されてきブランド名と、その一部として用いられる多様なスラングを複数のメディアの記事を参考に確認すると共に、それぞれの言語文化的背景について可能な限り考察も行った。

アメリカ英語文化を学ぶ上で、言語を取り巻く人種や性など、タブーとされるような問題を避けて通ることはできない。そしてその一端は、使用が忌避されるような意味を持つにも関わらず、日々使用されアメリカ英語の中に定着しているスラングと、それをを用いたブランド名を通して解き明かしていける。公の場では極めて厳格にその使用が制限されるスラングを用いたブランド名は正式な商標登録のないものが多いが、それらをただ「不適切」な語彙として見逃すことなく、今後もデータの蓄積と分析を継続していく必要があると考える。

#### 注

- 1) 本稿における「スラング」が意味するところは、「非標準的な語(句)、あるいは不快感を与える語(句)」[スピーアーズ・山田 (1989: iv)] とする。さらに詳細な定義については、スピーアーズ・山田 (1989: iv-v) を参照されたい。また、ブランド名とスラングに関連して、ブランド名そのものがスラングとしての用法を獲得することもあるが、これはブランド言語学 (brand linguistics) の一領域として山田 (2018) において体系的にまとめられている。
- 2) “redskins” も r-word として議論されることがある (<http://cronkitenewsonline.com/2013/05/in-debate-over-redskins-name-is-the-r-word-for-racism-or-respect/>)。
- 3) “slant-eyed” の定義を確認すると以下のようなものである：

**slant-eyed** ▶ adjective (of a person) having slanting eyes (often used as an insult towards people of Japanese or Chinese origin).

— ODE3, s.v. **slant-eyed**

**slánt-èyed** 𠄎 目じりの上がった; 《けなして》(日本人・中国人などの)東アジア系の。

— 『ウィズダム英和 4』, s.v. **slant-eyed**

例えば *ODE3* では中国人または日本人が、その表現の指示対象として示されており、『ウィズダム英和』もそれに従っている。Green (2010) には、*slant* を形容詞として用いるとき、特にベトナム人を指すこともあるという記述がある：

*adj.* Asian, esp. Vietnamese —Green (2010), s.v. **slant**

- 4) The Slants の主張については、*New York Times* の “The Slants on the Power of Repurposing a Slur” と題された、The Slants の創設者である Simon Tam による記事 (<https://www.nytimes.com/2017/06/23/opinion/the-power-of-repurposing-a-slur.html>) が、また裁判の経緯については、*TMfesta* に、「米国：言論の自由の勝利、「The Slants」裁判 — R.K.DEWAN & Co.」 と題した記事が掲載されており、こちらも参考になる。  
(<http://tmfesta.com/2017/07/%E7%B1%B3%E5%9B%BD%EF%BC%9A%E8%A8%80%E8%AB%96%E3%81%AE%E8%87%AA%E7%94%B1%E3%81%AE%E5%8B%9D%E5%88%A9%E3%80%81%E3%80%8Cthe-slants%E3%80%8D%E8%A3%81%E5%88%A4-%EF%BC%8D-r-k-dewan-co/>)
- 5) <https://www.erikpelton.com/uspto-received-more-than-458000-trademark-applications-in-2018-a-new-record-but-slower-growth/>
- 6) 法律事務所のホームページは、英語版 (<http://www.panitchlaw.com/about/>) の他に、日本語版もある (<http://www.panitchlaw.com/japan/>)。
- 7) The Slants の商標登録が却下された 2015 年当時の、“What Makes a Trademark Disparaging?” (<http://www.panitchlaw.com/knowledge-center/2015/07/what-makes-a-trademark-disparaging/>) も、不適切とされる商標を巡る議論を追う上で参考になる。
- 8) USPTO を検索すると、2 月 28 日時点で、*porn* という形態素を商標を形成するために用いているものは、以下のように複数登録されていることが確認できる：

Serial Number	Reg. Number	Word Mark
87502811	5506369	PORN300
87192392	5530898	PORN HUB
87785244	5545945	YOUPORN
87192673	5561669	PORN HUB
87852069	5563016	PORN REBOOT
87192341	5586801	PORNHUB
87595499	5592090	CIGAR PXRN
88006761	5638070	YOUPORN
87631778	5657070	PORN SLAP
87682906	5662711	ROOMPORN
87762150	5663207	PSE PORN STAR EXPERIENCE
87958537	5674404	SP SAFETY PORN
88112896	5675431	YOUPORN

88044286	5690800	WELDPORN
88048390	5691145	HOUSE OF FOOD PORN
87553977	5692680	FLOWER PORN
87733177	5693133	PORNSTAR SIGNATURE SERIES

([http://tmsearch.uspto.gov/bin/showfield?f=toc&state=4803%3A10wtj9.1.1&p\\_search=searchss&p\\_L=50&BackReference=&p\\_plural=yes&p\\_s\\_PARA1=&p\\_tagrepl~%3A=PARA1%24LD&expr=PARA1+AND+PARA2&p\\_s\\_PARA2=porn&p\\_tagrepl~%3A=PARA2%24COMB&p\\_op\\_ALL=AND&a\\_default=search&a\\_search=Submit+Query&a\\_search=Submit+Query](http://tmsearch.uspto.gov/bin/showfield?f=toc&state=4803%3A10wtj9.1.1&p_search=searchss&p_L=50&BackReference=&p_plural=yes&p_s_PARA1=&p_tagrepl~%3A=PARA1%24LD&expr=PARA1+AND+PARA2&p_s_PARA2=porn&p_tagrepl~%3A=PARA2%24COMB&p_op_ALL=AND&a_default=search&a_search=Submit+Query&a_search=Submit+Query))

- 9) 日本で FUCT のロゴの入った衣服を販売しているサイト (<https://www.conneticut-shop.jp/?mode=cate&cbid=1385342&csid=0&sort=n>) も確認できる:
- 10) すでに USPTO のデータベースでは確認できないものや、登録が無効になっているものもある。

## 参 考 文 献

〔辞書・論文・研究書〕

*CALD3 = Cambridge Advanced Learners Dictionary*. 3<sup>rd</sup> edition. Cambridge: Cambridge University Press. 2008.

*OALD9 = Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*. 9<sup>th</sup> ed. Oxford: Oxford University Press. 2015.

*OED2 = Oxford English Dictionary*. 2<sup>nd</sup> ed. Oxford: Oxford University Press. 1989.

*ODE3 = Oxford Dictionary of English*. 3<sup>rd</sup> edition. (Revised). Oxford: Oxford University Press. 2010.

『ウィズダム英和 4』 = 『ウィズダム英和辞典』 第 4 版. 三省堂. 2018.

『ジーニアス英和 5』 = 『ジーニアス英和辞典』 第 5 版. 大修館書店. 2014.

『リーダーズ英和 3』 = 『リーダーズ英和辞典』 第 3 版. 研究社. 2012.

*Urban Dictionary*. (<http://www.urbandictionary.com/>)

*Wikipedia*. ([http://en.wikipedia.org/wiki/Main\\_Page](http://en.wikipedia.org/wiki/Main_Page))

Green, Jonathon (2010), *Green's Dictionary of Slang*. 3 vols. London: Chambers.

Nick, I. M. (2018), "A Note on the 2017 Landmark US Ruling on the Constitutionality of Prohibiting the Trademarking of Potentially Disparaging Names", *Names*, Vol. 66, No. 4, pp. 256-262

Nuessel, Frank (1994), "Objectionable Sport Team Designations"; *Names*, Vol42, No. 2, pp.101-119.

スピアーズ, リチャード・A. (編)・山田政美 (訳編) (1989), 『英語スラング辞典』 研究社出版.  
山田政美 (2014), 「現代アメリカ英語文化点描: 8つの議論」『英語の言語と文化研究』第 23 号, pp.1-26.

——— (2018), 「ブランド言語学: 英語ブランド名の言語文化「新」研究」『英語の言語と文化研究』第 31 号. 英語の言語と文化研究会, pp. 1-92.

[インターネット資料]

*Panitch Schwarze Belisario & Nadel LLP*

<http://www.panitchlaw.com/about/>

<http://www.panitchlaw.com/knowledge-center/2015/07/what-makes-a-trademark-disparaging/>

<http://www.panitchlaw.com/japan/>

<http://www.panitchlaw.com/knowledge-center/2019/01/are-you-offended-scandalous-and-disparaging-trademarks/>

*Cornell Law school*

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/1052>

*CBS NEWS*

<https://www.cbsnews.com/news/redskins-is-derogatory-us-trademark-office-says/>

*CONNECTICUT*

<https://www.connecticut-shop.jp/?mode=cate&cbid=1385342&csid=0&sort=n>

*Cronkite News*

<http://cronkitenewsonline.com/2013/05/in-debate-over-redskins-name-is-the-r-word-for-racism-or-respect/>

*Erik M Pelton & Associates, PLLC*

<https://www.erikpelton.com/uspto-received-more-than-458000-trademark-applications-in-2018-a-new-record-but-slower-growth/>

*The Cut*

<https://www.thecut.com/2018/04/donald-trump-pee-tape.html>

*The Hill*

<https://thehill.com/homenews/administration/382976-comey-its-possible-that-so-called-pee-tape-is-real>

*The New York Times*

<https://www.nytimes.com/2017/06/19/us/politics/supreme-court-trademarks-redskins.html>

<https://www.nytimes.com/2017/06/23/opinion/the-power-of-repurposing-a-slur.html>



*The Sydney Morning Herald* <https://www.smh.com.au/sport/washington-redskins-list-offensive-products-as-part-of-trademark-appeal-20151104-gkqae8.html>

*The Verge* <https://www.theverge.com/2017/7/25/16020666/us-trademark-law-disparaging-the-piss-tape-is-real>

*The Washington Post* [https://www.washingtonpost.com/politics/real-or-fake-news-either-way-lewd-tape-allegations-pose-a-challenge-for-trump/2018/04/13/098cdedc-3f2b-11e8-8d53-eba0ed2371cc\\_story.html?noredirect=on&utm\\_term=.806a33128a83](https://www.washingtonpost.com/politics/real-or-fake-news-either-way-lewd-tape-allegations-pose-a-challenge-for-trump/2018/04/13/098cdedc-3f2b-11e8-8d53-eba0ed2371cc_story.html?noredirect=on&utm_term=.806a33128a83)

*TMfesta* <http://tmfesta.com/2017/07/%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E F%BC%9A%E8%A8%80%E8%AB%96%E3%81%AE%E8%87%AA%E7%94%B1%E3%81%AE%E5%8B%9D%E5%88%A9%E3%80%81%E3%80%8Cthe-slants%E3%80%8D%E8%A3%81%E5%88%A4-%EF%BC%8D-r-k-dewan-co/>

*USPTO* <https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/search-trademark-database>

(たけなか ゆうき・島根大学外国語教育センター准教授)

